

# 一段と厳しさを増す環境、皆様のご理解・ご協力を

一段と厳しさを増す環境

昨年の歴史的な政権交代により、民主党には高齢者医療制度を含む医療保険制度の見直しについて新たな展開が期待されました。しかしながら、政府は不況で財政が悪化している全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助金を、健保組合と共済組合に肩代わりさせる方針を決定するなど、健保組合の財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

保険料率を引き上げても  
なお経常赤字

そのような中、当健保組合の平成22年度予算は、総額51億186万7千円、1人あたり49万4,367円でみなさんの健康を守りすることになりました。支出のほとんどは医療費（保険給付費）と高齢者医療制度への支援金・納付金が占めていますが、特に平成20年度から導入された支援金等の負担は重く、支出全体の約35%を占めています。今年度は健康保険料率を千分の60から千分の70に引き上げさせていただきますが、それでも経常収支では総額約1億6,800万円の経常赤字となっております。このように厳しい状況下ではございますが、健保組合事務局一同、健保財政を維持すべく、より一層の経費の節減や、事業の効率化に努めるなど最善の努力をしておりますので、今まで同様、皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 介護保険

平成22年度予算のあらまし

	科目	被保険者1人当たり額(円)
収入	介護保険料	53,186
	繰入金	18,333
	合計	71,519
支出	介護納付金	71,455
	介護保険料還付金	65
	合計	71,519

予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数+被扶養者数 ————— 6,037人
- 被保険者数 ————— 4,350人
- 平均標準報酬月額 ————— 524,000円
- 平均標準賞与額 ————— 1,834千円
- 介護保険料率 ————— 千分の7
  - 事業主 ————— 千分の3.5
  - 被保険者 ————— 千分の3.5

## 平成22年度に行う主な保健事業

### ●保健のPRに

- ◆機関誌「健保だより」の発行（年4回）
- ◆育児雑誌「赤ちゃん和妈妈」の配布（1年間）  
出産された被保険者・被扶養者に
- ◆ホームページの運用

### ●病気の予防に

- ◆インフルエンザ等予防接種の補助
- ◆人間ドックほか、各種健診の実施・補助
- ◆特定健診・特定保健指導の実施

### ●体力づくりに

- ◆海の家・山の家開設（夏期）
- ◆プール利用補助（夏期）
- ◆健康ウォークの開催（4月・10月）

### ●在宅療養のお手伝い（補助）

- ◆介護機器・用品の購入・借用の補助
- ◆在宅介護サービスほか、各種サービスの補助  
介護保険の認定を受けられなかった方が対象となります

## ご家族が就職されたときなどは 被扶養者異動届をお早めに!

就職などのため、ご家族の中で被扶養者の異動がある方はいませんか？

異動がありましたら、必ず健保組合まで届け出てください。届け出が遅れますと、保険給付等の関係上、事務に支障をきたしますので、何とぞよろしくご協力をお願いいたします。

届け出る場合は、保険証を添えて、被扶養者異動届を会社経由で提出してください。

## 保険料率が変わりました

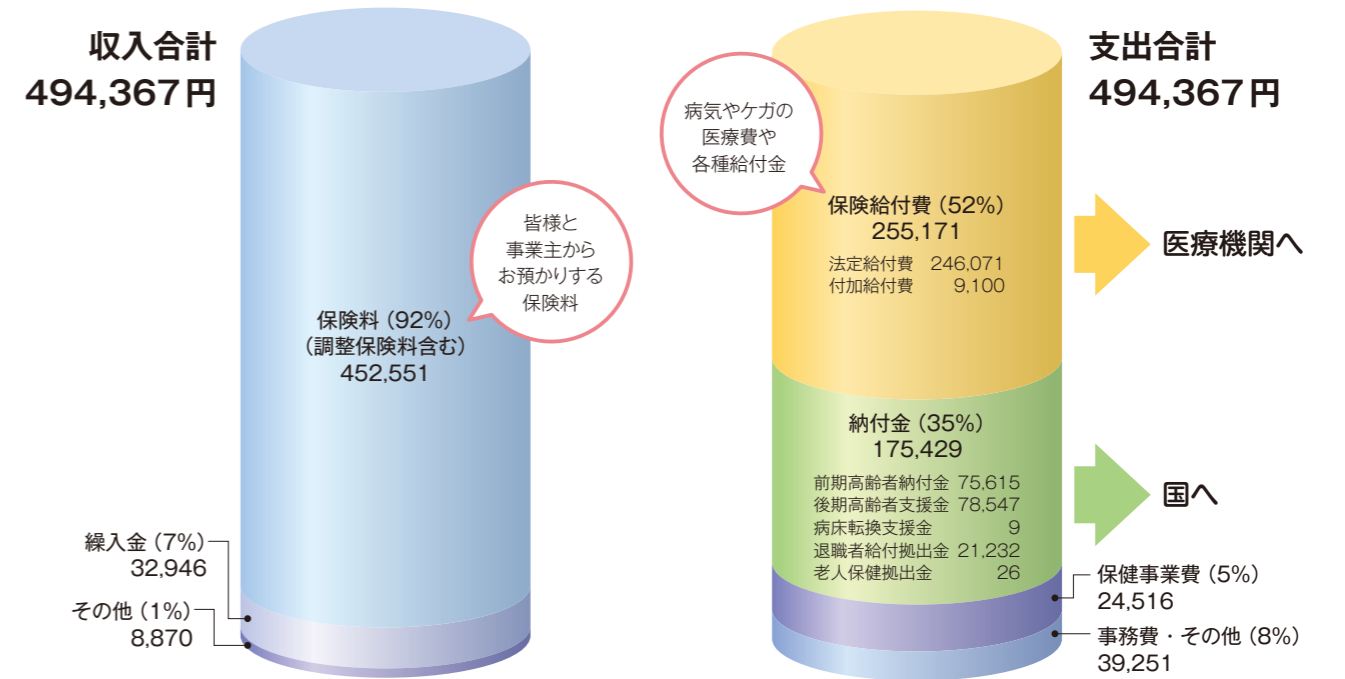
健康保険・介護保険の保険料率をそれぞれ以下のように変更いたしました。（4月分の給与から適用されます）

	変更前	現在
健康保険料率	60/1000 (事業主33/1000 被保険者27/1000)	引き上げ 70/1000 (事業主38.5/1000 被保険者31.5/1000)
介護保険料率	10/1000 (事業主5/1000 被保険者5/1000)	引き下げ 7/1000 (事業主3.5/1000 被保険者3.5/1000)

## 健康保険

平成22年度予算のあらまし（被保険者1人当たり）

(単位:円)



予算編成の基礎となった数値

- 被保険者数 ————— 10,320人
  - 男 ————— 6,960人
  - 女 ————— 3,360人
- 平均標準報酬月額 420,320円
  - 男 ————— 484,650円
  - 女 ————— 287,070円
- 平均標準賞与額 — 1,471千円
  - 男 ————— 41.60歳
  - 女 ————— 35.40歳
- 被扶養者数 ————— 10,659人
- 扶養率 ————— 1.04人
- 保険料率(調整保険料率含む) ————— 千分の70
  - 事業主 ————— 千分の38.5
  - 被保険者 ————— 千分の31.5

# 接骨院 整骨院

では…

## 健康保険が使えない 場合が多い!?

### 柔道整復師のかかり方、健康保険の使える範囲を正しく理解し適正な受診をしましょう

接骨院・整骨院はみなさんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合「健康保険」が使えるものと使えないものが決められています。看板に「健康保険取扱」と表示されていても、健康保険が使えるのは転んだり、ぶつかったりしたときに生じた「ケガ」の場合だけです。内因性のもの、慢性的な症状には健康保険が使えませんのでご注意ください。

#### これらは健康保険が使いません!

- × たんなる疲れ、加齢による肩こり、腰痛、体調不良
- × スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛
- × 神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニア等による痛みやコリ
- × 脳疾患後遺症などの慢性的症状
- × 漫然とした施術、マッサージ代わりの利用
- × 医療機関との重複受診

#### 健康保険が使えるのは これだけです!

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れ等)  
転んだり、ぶつかったときに生じた打撲、スポーツによるねんざ、重いものを持ったときに生じた腰痛等
- 骨折・脱臼の応急処置  
(2回目以降は、医師の同意が必要)

#### 接骨院・整骨院で 保険証を使うときの 注意事項

- 1 負傷原因を正確に伝えましょう
- 2 「ついで」受診はやめましょう
- 3 療養費支給申請書をよく確認しましょう
- 4 領収証は必ずもらい、受診記録をメモしておきましょう
- 5 長期間通っても回復しなければ、医療機関(医師の診断)へ

## 施術内容等の照会にご協力ください

接骨院・整骨院からの請求の中には、請求の対象とならない施術や架空請求、水増し請求といった適正でない請求も一部に見受けられます。健保組合では、みなさまが受けられた施術内容と請求内容が一致しているかを確認するため、みなさまへの照会業務を外部機関(株)大正オーデイト)に委託することになりました。今後は(株)大正オーデイト健康保険事務センターからみなさまに施術日や施術内容について文書(郵送)または口頭(電話)にて照会させていただく場合があります。

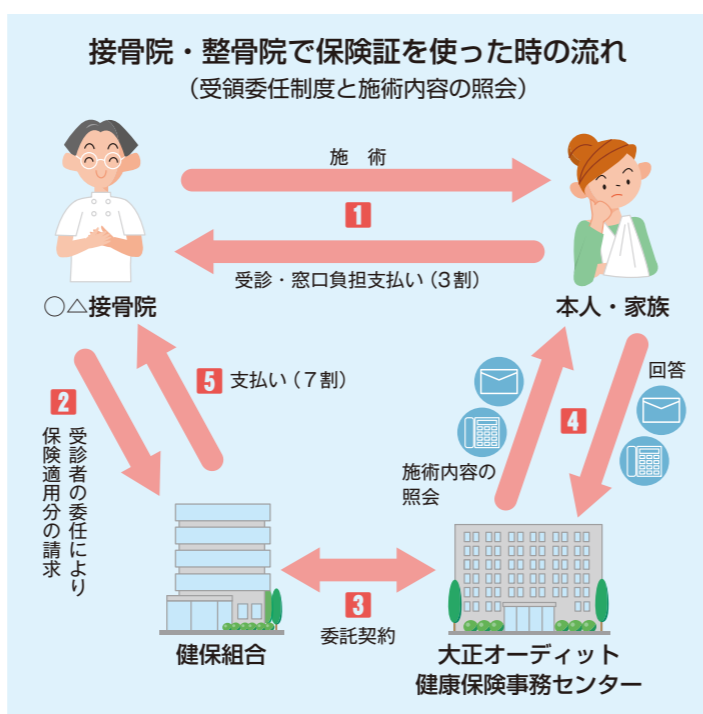
みなさまの大切な保険料を有効に、そして適切に活用するため、ご理解とご協力をお願いします。

#### ■外部機関による照会の概要

委託機関	株式会社大正オーデイト 照会担当部署：健康保険事務センター
時期	施術日から数カ月後
方法	郵送・電話 ※必ず回答期限までに返送してください。

#### ●照会に対して回答しなかったら?

照会に対して虚偽の報告をしたり、照会に応じない場合は、保険給付を行わない、または当該費用を被保険者に求める等の対応を行う場合があります。回答期限までに必ず返送いただきますようご協力をお願いします。



## 特定健診・特定保健指導で 生活習慣病を予防しましょう!

平成20年4月から、40歳以上の被保険者・被扶養者の皆様には「特定健診・特定保健指導」を受診していただくこととなりました。平成22年度も引き続き、実施してまいります。

健保組合では、以下のように5カ年の実施目標を定め本事業に取り組んでいます。

#### ① 特定健康診査の実施にかかる目標

(国が示す当健保への指標：平成24年度で77.14%)

##### 目標実施率

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
70.9% (実績 66.4%)	73.6%	76.0%	78.4%	80.1%

#### ② 特定保健指導の実施にかかる目標

(国が示す当健保への指標：平成24年度で45.0%)

##### 目標実施率

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
18.9% (実績 16.2%)	23.5%	30.3%	39.5%	45.2%

#### ③ 特定健康診査等の実施の成果にかかる目標

平成24年度において平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率を10%以上とする。

※高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに、5年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとします。

上記の目標達成のために、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今年度も、引き続き  
特定健診・特定保健指導を  
実施してまいります

## ご家族(被扶養者)の皆様へ

## 健保組合が実施する健診をお受けください

健保組合ではご家族の皆様へ以下の健診のご案内をさせていただいております。  
(健診項目には、特定健診項目も含まれています。)

人間ドック	自己負担5,000円
地域巡回健診(女性のみ)	自己負担2,000円

注) 人間ドック、地域巡回健診のどちらか1回の補助となります。  
※左記の健診結果については、健保組合が皆様の健康の保持・増進をはかるために使用いたします。

健康に自信が持て、明るい毎日を過ごすためにも、年に1回は健診を受けましょう